



組合規約の一部を改正

後期高齢者支援金保険料・介護保険料について

平成24年度の事業計画、予算などを審議する第149回通常組合会が去る平成24年2月23日(木)に開催され、規約の一部改正が承認されました。平成24年4月分より後期高齢者支援金保険料及び介護保険料に改正がございますのでお知らせいたします。

後期高齢者支援金保険料に

ついて：75歳以上の高齢者を対象にした「後期高齢者医療制度」が平成20年度に導入され、その医療費は、後期高齢者一人ひとりが被保険者として負担する保険料が1割、現役世代が負担する支援金が4割、公費負担が5割という財政構造となっております。この制度の開始に伴い、現役世代が負担する後期高齢者支援金保険料として、0歳以上74歳未満の被保険者の方につきましては、平成20年4月分より、従来の医療保険料、介護保険料(40歳から64歳の方)に加えて、新たに後期高齢者支援金保険料を徴収させていただきます。後期高齢

支援金の1人当り負担額は20年度38,217円、21年度43,323円、22年度44,379円、23年度46,968円、24年度49,497円と増加しております。これまでは組合員の負担増を考慮して、20年度に定めたままの月額保険料を維持し、不足分を組合負担としておりましたが、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金などの所謂持ち出し分が多額となり、このままでは組合の負担が2億円を超える額となりますので、予算の均衡のため算定額見合いの保険料を徴収させていただきます。具体的には、月額保険料組合員1,000円増、家族800円増と改正させていただきます。

介護保険料について：40歳以上64歳未満の被保険者(第2号被保険者)の方にご負担いただいております介護保険料につきましては、第2号被保険者1人当りの介護納付額が20年度49,633円、21年度50,246円、22年度

52,107円、23年度54,191円、24年度56,400円(予算セットベース)と増加しております。平成23年は第2号被保険者1人当り月額3,100円をご負担いただいておりますが、本年度の保険料1人当り月額2,000円増の3,300円に改正させていただきます。

院長先生をはじめ、ご家族、従業員の皆様方におかれましては、後期高齢者支援金保険料・介護保険料の改正についてご承知をおきをお願いいたします。

職員人事

【採用】

平成23年12月1日付

主事補 村田 亜紗美

【退職】

平成23年11月30日付

係長 小山 ひとみ

神奈川県歯科医師国民健康保険組合規約改正新旧対照表

現 行	改 正
(保険料の賦課額) 第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。 1 (略) 2 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員(後期高齢者組合員を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額は次の区分とする。 (1) 第1種組合員 1人につき <u>4,000円</u> (2) 第2種組合員 1人につき <u>3,000円</u> (3) 第3種組合員 1人につき <u>1,800円</u> (4) その他の被保険者 1人につき <u>1,000円</u> 3 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額は3,100円とする。 4 (略)	(保険料の賦課額) 第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。 1 (略) 2 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員(後期高齢者組合員を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額は次の区分とする。 (1) 第1種組合員 1人につき <u>5,000円</u> (2) 第2種組合員 1人につき <u>4,000円</u> (3) 第3種組合員 1人につき <u>2,800円</u> (4) その他の被保険者 1人につき <u>1,800円</u> 3 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額は3,300円とする。 4 (略)

附 則

(施行期日)

- この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- この規約による改正後の第16条の規定は、平成24年度以降の保険料に適用し、平成23年度以前の保険料については、なお従前の例による。